

裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
事 件 番 号	平成30年（受）第1451号（第1事件） 平成31年（受）第292号（第2事件）
事 件 名	各損害賠償請求上告事件ほか
判決年月日	令和3年5月17日
判 示 事 項	<p>（第1事件）</p> <p>1 石綿含有建材の表示及び石綿含有建材を取り扱う建設現場における掲示並びに呼吸用保護具を使用させることの義務付けに係る労働大臣の規制権限の不行使が、屋内の建設作業に従事して石綿粉じん曝露した労働者との関係において国家賠償法1条1項の適用上違法であるとされた事例</p> <p>2 石綿含有建材の表示及び石綿含有建材を取り扱う建設現場における掲示に係る労働大臣の規制権限の不行使が、屋内の建設作業に従事して石綿粉じん曝露した者のうち労働者に該当しない者との関係においても、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとされた事例</p> <p>（第2事件）</p> <p>石綿含有建材の表示及び石綿含有建材を取り扱う建設現場における掲示に係る厚生労働大臣の規制権限の不行使が、屋外の建設作業に従事して石綿粉じん曝露した者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<p>（第1事件）</p> <p>1 昭和50年には、石綿等が労働安全衛生法57条に基づく表示義務の対象となり、また、特定化学物質等障害予防規則の改正により石綿等を取り扱う作業場において石綿等の人体に及ぼす作用等の掲示を義務付ける特定化学物質等障害予防規則38条の3が設けられているところ、労働安全衛生法57条に基づき通達が定める表示等の具体的記載方法は不適切なものであったが、上記の表示義務を負う者として石綿含有建材を製造販売する者が、上記の掲示義務を負う者として建設事業者がそれぞれ想定されており、国が石綿含有建材を取り扱う建設作業従事者について石綿関連疾患に罹患することを防止する必要があると認識していたことが明らかなこと、同年当時、屋内建設現場における建設作業従事者に対して、石綿含有建材の切断等の石綿粉じんを発散させる作業及びその周囲における作業をする際には、石綿関連疾患に罹患する危険があり、必ず適切な防じんマスクを着用するよう伝えるとともに、事業者に対して防じんマスクの使用を義務付ける必要があるこ</p>

とを国が認識することができたことなどの判示の事情の下では、石綿に係る規制を強化する同年の改正後の特定化学物質等障害予防規則が一部を除き施行された同年10月1日以降、労働大臣が労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことは、屋根を有し周囲の半分以上が外壁に囲まれ屋内作業場と評価し得る建設現場の内部における建設作業（石綿吹付作業を除く。）に従事して石綿粉じん曝露した労働者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

2 <1>労働安全衛生法57条は、物の危険性に着目した規制であり、健康障害を生ずるおそれのある物について所定事項の表示を義務付けることによって、その物を取り扱う者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当であること、<2>当時の特定化学物質等障害予防規則38条の3は、特定管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、当該作業場における掲示を義務付けることによって、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当であることからして、労働大臣が、昭和50年10月1日以降、石綿含有建材の表示及び石綿含有建材を取り扱う建設現場における掲示として、粉じんを吸入すると重篤な石綿関連疾患を発症する危険があること及び防じんマスクを着用する必要があることなどを示すように指導監督しなかったことは、労働安全衛生法2条2号において定義された労働者に該当しない者との関係においても、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

(第2事件)

国において、平成13年から平成16年9月30日までの期間に、屋外の建設現場における石綿含有建材の切断、設置等の作業に従事する者に石綿関連疾患に罹患する危険が生じていることを認識することができたということはできないから、厚生労働大臣が、平成14年1月1日から平成16年9月30日までの期間に、労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことは、屋外で建設作業に従事する者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

事案の概要

本件は、建設作業に従事し、石綿含有建材を加工・使用して石綿粉じん曝露したことにより、石綿関連疾患に罹患したと主張するXらが、上記健康被害を被ったのは、国が労働関係法令等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるなどとして、国等に対し、国家賠償法1条1項等に基づき、損害賠償を求めた事案である。

本件は、平成20年以降全国で提起されてきた一連の建設アスベスト訴訟の、最初の最高裁判決であり、令和3年5月17日に、第1事件及び第2事件を含む4事件について最高裁の判断が示されたところであるが、本稿は、国に対する請求の中心的な争

	点についての判断が示された第1事件及び第2事件の判決について紹介するものである。
訟務月報	67巻11号